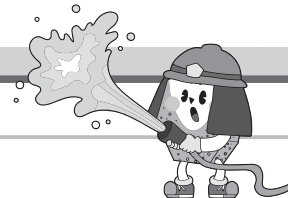


鹿部消防署からのお知らせ



1 令和4年春の全道火災予防運動の実施について

全国統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」

令和4年春の全道火災予防運動が、令和4年4月20日（水）から4月30日（土）まで実施されます。

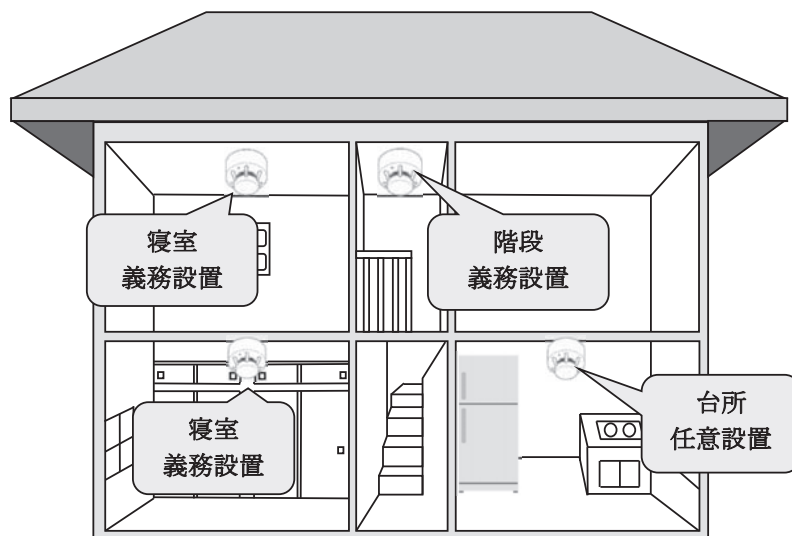
例年、この時季は、空気が乾燥し、風の強い日が多いため、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性が高くなります。まだまだ寒い日が続きますので、暖房器具などの火気の取り扱いには十分注意し、火災のないまちづくりにご協力をお願いします。

2 住宅用火災警報器の設置場所について

消防法及び南渡島消防事務組合火災予防条例が改正され、平成23年6月1日から、すべての住宅で寝室及び階段（寝室が2階にある場合）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

台所や居間等は、条例による設置義務はありませんが、安全のため設置してもかまいません。

早期に火災を発見することにより、大事に至らなかった事例も多数報告されていますので、火災から身を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。



3 住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがありますので、定期的に作動確認を行ってください。

また、設置後おおむね10年を目安に警報器本体を交換しましょう。

※お問い合わせ先 鹿部消防署 予防課予防係（TEL：7-3331）

『語らい町長室』が利用しやすくなりました！

従来の来庁していただく方法に、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』を加え、より利用しやすい環境を整えました。

また、開放予定日に限らず、公務などが入っていない日には、可能な限りご対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、ご利用を希望される方は事前にお申し込みください。

■令和4年4月の開放予定日 4月13日（水） 午前9時から午後7時まで

※お問い合わせ先 役場総務・防災課（TEL：7-2111）